

# 2005年より コミックス・書籍にも 「貸与権」が適用されます

私たちが昨年「なぜ、私たち漫画家には音楽家と同じ『貸与権』がないのですか?」というアピール文を掲載したことを覚えておいででしょうか?

ご存じの通り、音楽家などには、皆さんがレンタル店で支払うレンタル料の一部が還元されています。

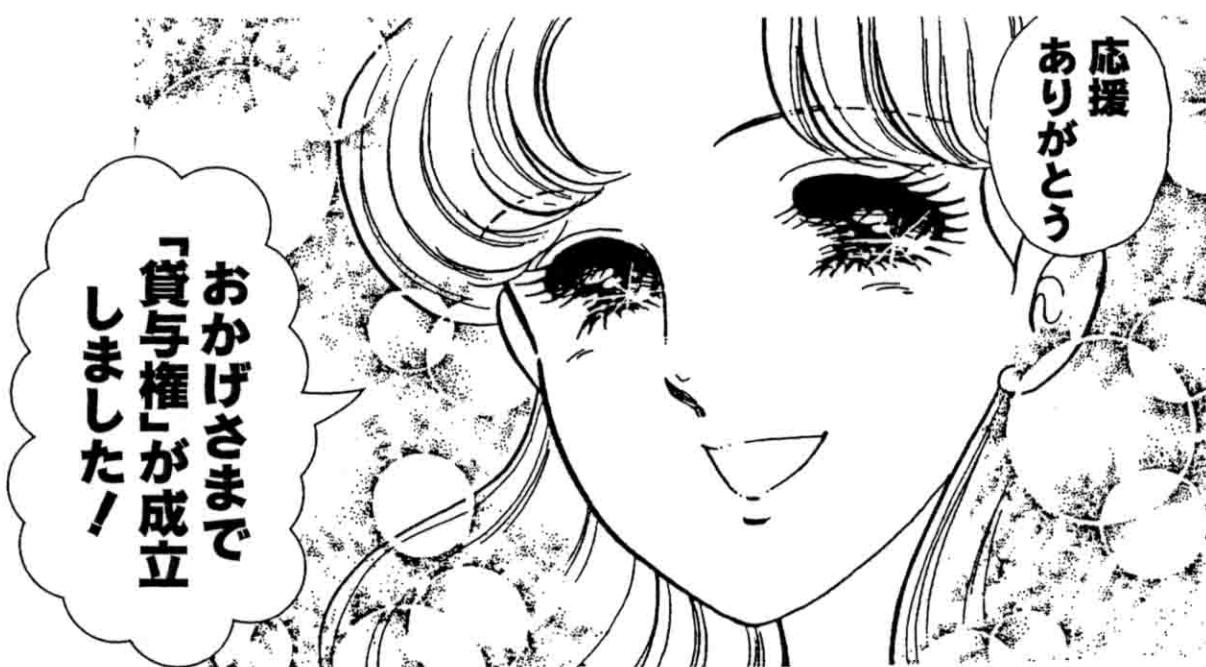
けれども、私たち漫画家には『貸与権』(=勝手にレンタルされない権利)がないために、レンタル店などから何の還元もないのです。

「こんな不公平が許されて良いはずがない」。そんなやむにやまれぬ気持ちで、私たちは他の作家などの団体と一緒に『貸与権』獲得運動を始めたのです。

そして、今年6月3日に国会で成立した改正著作権法によって、念願の『貸与権』が私たちにも認められることになりました。

読者の皆さまが、私たちの活動を応援して下さったことに、この誌面を借りて御礼申し上げます。応援ありがとうございました。

2005年は『貸与権元年』です。これからも、私たちがよりよい作品作りに全力投球できるように、引き続き読者の皆さまの応援をよろしくお願ひいたします。



「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」会員一同=コミック作家753名(2004年12月1日現在)

\*問い合わせ及び作家の方々の新規入会申し込みは、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」事務局まで。TEL03-3546-0378 FAX03-3546-0280